

平成25年度



年報・研究紀要

CENTER FOR EVALUATION, AKITA UNIVERSITY

秋田大学評価センター



秋田大学の基本理念・基本的目標・教育目標

秋田大学は、下記の基本理念を定め、それを達成するための5つの基本的目標をもって、活動を推進します。また、特に養成する人材像を教育目標として定め、教育にあたります。

基本理念

1. 国際的な水準の教育・研究を遂行します。
2. 地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与します。
3. 国の内外で活躍する有為な人材を育成します。

基本的目標

1. 「学習者」中心の大学教育を行い、幅広い教養と深い専門性、豊かな人間性と高度の倫理性を備えた人材を養成します。
2. 基礎から応用までの研究、特に『「環境」と「共生」』を課題とした独創的な研究活動を行います。
3. 地域と共に発展し、地域と共に歩む「地域との共生」を目指します。
4. 国際的な教育・研究拠点の形成を目指し、地球規模の課題の解決に貢献します。
5. 学長のリーダーシップの下、柔軟で有機的な運営体制を構築します。

教育目標

(学 部)

1. 社会の変化に柔軟に適応できる幅広い教養と深い専門性、豊かな人間性と高度の倫理性を備え、社会の発展に貢献できる人材を養成します。
2. 地域の文化的・経済的発展に貢献できる人材を養成します。
3. 国際人として通用するコミュニケーション能力・異文化理解力を備えた人材を養成します。

(大学院)

1. 国際人として通用する、高度な専門性・独創性と倫理性を備えた人材を養成します。
 2. 専門性の高い研究能力を備え、指導者になりうる人材を養成します。
-

目次

秋田大学の基本理念・基本的目標・教育目標

《年報》

巻頭言	副学長（評価担当） 評価センター長	中村雅英	1
特別寄稿	新潟大学企画戦略本部 評価センター 准教授	関隆宏	2
	学長補佐（評価担当）	上田晴彦	3
評価委員からの寄稿	教育文化学部 教授	林良雄	4
	工学資源学研究科 教授	久保田広志	5

国立大学法人評価委員会による
平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果 6

評価センターの活動報告

・業務活動記録	9
・評価センター広報（No.34～36）	11
・秋田大学評価センターFD/SDシンポジウムについて	17

○評価センター平成24年度自己評価書 19

○評価センターの構成と関係規程等

・評価センターの体制、組織	30
・評価センター運営委員会委員名簿	31
・評価センター評価委員会委員名簿	31
・評価センター評価委員会専門部会委員名簿	32
・評価課名簿	32
・秋田大学評価センター規程	33
・秋田大学評価センター運営委員会実施細則	33
・秋田大学評価センター評価委員会実施細則	34
・秋田大学評価センター評価委員会専門部会要項	35

《研究紀要》

認証評価受審の取組と結果に関するケーススタディ		
評価センター 副センター長	辻高明	37

評価センター所在地・連絡先

The image shows the cover of an annual report. It features a large, light pink circle on the right side of a white background. A horizontal magenta bar is positioned across the middle of the circle, containing the Chinese characters '年報' (Annual Report) in white.

年報

巻 頭 言

副学長（評価担当）

評価センター長 中 村 雅 英

秋田大学評価センターの目的は、教育・研究の一層の質的向上と適切な大学運営に資するために、秋田大学における自己点検・評価活動とその改善努力を支援すること、及び評価とそのシステムについての研究・開発を進めることにあります。そのため、評価をおこなうことは途中段階に過ぎず、重要なことは評価をおこなったあとにあります。

すでにご存じのこととは思いますが、平成25年度は学内の多くの教職員並びに学生諸君の協力を得て、大学機関別認証評価を受審しました。この場を借りて、受審に協力していただいた方々に厚く御礼を申し上げます。正式な審査結果はまだ明らかにはされておられません。原案並びに訪問調査の際の意見交換からは多くの優れた点、並びに問題点が明らかになってきております。そのため、今後はこの問題点を解決し、大学の発展につなげてゆくことが重要となります。しかしながら、これを評価センターだけで行うことは明らかに不可能です。このような理由から、今後は他の部局との連携を一層強め、大学の発展につなげてゆきたいと考えております。今後とも、評価センターの活動にご協力ならびにご支援を頂ければ幸いです。

さて、個人的な話となって大変恐縮ですが、私は以前、メーカーに勤務しており、原子炉の炉心解析を行っておりました。そのため「評価」と聞くと、真っ先に原子炉の安全評価が浮かび上がってくるのです。原子炉の安全評価は、原子炉プラントを構成する種々の設備の妥当性を審査するとともに、異常または事故の発生を想定した場合の影響評価を行い、その場合でも安全性が保たれていることを確認することによって行われます。1965年に茨城県東海村に設置された国内初の商用原子炉が発電を開始して以来、原子炉に対する安全評価は極めて信頼度の高いものと信じられてきましたが、これまでの安全評価が不十分であることは、3.11によって明らかにされました。このような残念な結果になった原因の一つは、「想定外」という言葉が頻繁にマスコミに登場したことから明らかのように、評価基準の甘さにあるものと思われれます。そのため、評価基準の見直しと、それに基づく適切な評価が今後の原子炉の再稼働のために必要となります。

以上は原子炉の話ですが、それと同じことが今回受審した認証評価でも当てはまります。今回の認証評価は、大学の目的、教育研究組織、教員及び教育支援者などの10個の基準、さらにそれを細分化した多くの観点に基づいて実施されましたが、基準や観点は年度によって見直しが行われます。そのため、7年後に受審するときには、今回とは異なった基準または観点が適用されるものと思われれます。もちろんこの変更は、社会のニーズ等を反映したものですから、大学としてもそれに対応する必要があります。従いまして、今後ともそのような情報を正しく収集し、それに対応できるシステムを確立することが重要となります。訪問調査の最後で、「これで7年間は大丈夫とは考えないでほしい」と念を押されました。このことを忘れず、大学における改善努力を継続して支援してゆきたいと考えております。今後とも、評価センターをよろしくお願い申し上げます。

特別寄稿

大学評価の理想との間で考える

新潟大学 企画戦略本部評価センター
准教授 関 隆 宏

組織であっても、個人であっても、ある事象に対する質の維持・向上を目指す場合、改善のための取組を主体的に行っている。その際、何らかの「評価」を行うことによって、現在の質を把握し、改善を要する点を探っている。そう考えると、ほとんどすべての大学は、向上心もあって、社会的責任も果たしたいだろうから、「改善のための評価」を簡単に行えるはずである。それにもかかわらず、大学評価が「評価のための評価」に陥りがちなのは一体なぜなのか。

系統性のない様々な評価が断続的に行われる「評価漬け」や、評価に係る業務の過大さゆえに生じる「評価疲れ」の側面があるのも事実である。しかし、大学評価は義務づけられているから評価活動を他律的に行えばいいとか、評価結果などの体面が気になるから表面を取り繕えばいいという考えがどこかにあるかもしれない。もしそうであれば、大学評価制度本来の意義や目的が大学構成員に周知・徹底されることはなく、組織的なPDCAサイクルが機能することもないだろう。

大学評価を、大学関係者が理想とする「改善のための評価」に近づけるためにどうすればよいのか。

最近の認証評価では「内部質保証」が重視されている。そこでは、評価基準などを真摯に読み込んだ上で自己点検し、客観的な視点から一定以上の質にあることを示すと同時に、成果や課題を見つけ、必要に応じて改善計画を立てるという「改善のための評価」を組織として自律的に行っていることが期待されている。これを実質的に機能させる体制やシステムの構築が重要になる。また、国立大学法人評価に関連して、これから第二期中期目標期間評価に向けた準備と第三期中期目標・中期計画の検討が始まる。特に後者について、特長や個性の伸長あるいは問題点の改善をどのように行うかに関心が集中しがちであるが、どのように評価するかという視点も含めて検討することが「改善のための評価」を行うために肝要である。

最近、「ガバナンス」や「IR」(Institutional Research)の語をよく見聞きするが、これらは「改善のための評価」を実現するためのキーワードであると思えてならない。大学執行部は、意思決定者でもあり実行責任者でもあるから、業務の実行状況を把握すると同時に次の意思決定を行う責務を負う。大学評価はその重要なツールの一つであるが、執行部が「評価のための評価」で十分であると考え、大学評価に主体的に関わろうとしなければ、ツールにはならない。また、大学に関する情報やデータを収集、分析、提供し、意思決定支援を行うIRも重要なツールであるが、大学評価を支援する機能も含まれると解釈できる。したがって、「改善のための評価」としての大学評価や、それを支援する機能をあわせもつIRが実効性を持つように、それらをガバナンスの中にしっかり位置づける必要がある。

いまが「改善のための評価」に改革する絶好のタイミングであるし、ようやくそのときが来たのである。

特別寄稿

大学機関別認証評価受審を終えて

学長補佐（評価担当） 上 田 晴 彦

秋田大学は平成25年度に2度目の大学機関別認証評価を受審した。前回受審した平成18年度の際は一般教員の面談員として参加したが、指摘されるまでそのことをすっかり忘れてしまっていた。目を閉じて当時の様子を思い出そうとしても、ぎこちないやり取りをした以外のことはおぼろげで、よく覚えていない。当時は認証評価の意味が明確にわかっておらず、それでいてよく面談員が務まったものだといふ今となっては身の縮む思いである。今回は学長補佐として認証評価に臨んだが、この体験は一生忘れられないだろう。認証評価という言葉が、常に頭の隅にあった2年間であった。このような貴重な機会を与えてくださった吉村昇学長、中村雅英副学長に心から感謝したい。

今回の認証評価受審を終えての感想であるが、良い評価を頂けたことを素直に喜びたい。認証評価結果を読み直していると、もはや秋田大学は何のとりえもない地方国立大学法人ではないと実感する。学長のリーダーシップの下、我が大学は社会から注目を浴びる存在に急速に進歩をとげた。今回の評価結果は、まさに秋田大学全体で勝ち取ったものだと確信している。また一緒に自己評価書を書き上げた辻高明副センター長や戸島隆造課長をはじめとする評価課のスタッフたちは、とても優秀であった。自己評価書の「優れた点」に、他大学と差別化できる項目・社会のニーズと一致している項目・震災後の取り組みに関する項目等を戦略的に選び記載できたことは、彼らの力なしにはありえなかった。他大学の自己評価書を研究できたことも良かった。未熟な自分であるが、評価委員会専門部会の先生方の助けもあり本当によい仕事ができたと感謝している。

しかし今回の認証評価受審を終えて、反省点もいくつかある。最大の反省点は準備期間が不足していたことである。もっと早くから準備をしていればよりスムーズな受審ができたことは明らかであり、各部局には迷惑をかけてしまった。受審のための事前の情報収集もできる限りは行ったが、十分ではなかったように感じる。選択評価の自己評価書は他大学の先行事例がないため手探り状態で、評価課のスタッフには苦勞をかけた。

私は今、この原稿を雪深い自宅の書斎で書いている。春の訪れはまだ先のことであるが、認証評価受審の慌ただしさを終えて穏やかな日常を取り戻しつつある。多忙でずっと放り出していた研究も、少しずつだが再開し始めている。学長補佐の仕事は私には荷が重すぎたが、今後は秋田大学に所属する一教員として地道に歩みを進めたい。海外の有名大学の講義がインターネットを通して無料受講できるなど、大学を取り巻く状況はどんどん変化している。「7年後の認証評価はどんなものになるのだろうか？」そんな思いを胸に秘めながら、これからも穏やかな日々を家内と共に過ごしていければと思う。

評価委員からの寄稿

評価について思うこと

教育文化学部 教授 林 良 雄

大学のような教育機関に対して、今求められているような評価を行うのは、果たして妥当であろうか。考えることがある。シラバスを整備し、授業評価を行い、FD活動を実施し……。そうすることで教育は変わり、良い学生が育つという発想なのであろう。

しかし、そのような学生が将来どのようなようになっていくかを追跡することはしない。“改善”をする前とした後の卒業生の人生はどの程度変わっていくものなのか。学生は人間であり、無機質のものではない。工業製品であれば“改善”でより品質が良くなるであろうが、人間の場合はそう簡単ではないことは誰でも知っているはずである。単純因果では変わらない。つまり、このように教育システムを替えました、そうするとこんな学生が育ちました、などというのはどう考えてもあり得ない。人を育てるというのは多くの人のかかわりの中で微妙に変わっていくことなのだろうと私は思う。

ではあるが、一方であまりにも大学は浮世離れしすぎていたということも言えるのであろう。研究に重点を置きすぎ、人を育てるという教育機関の部分はかなりおろそかにしていたといっても過言ではなかろう。大学とはやはり社会のシステムの一部である。かつての帝国大学とは違い、今は大学の数が増え、秋田大学も数多ある大学の一つに過ぎない。そうするとすべてが研究を主とするわけにはいかず、もう一つの大学の機能であるはずの人材養成を主とする大学で生き残りを考えざるを得ない。当然、教育力がどの程度あるかを見える形にしなければならない。かつ秋田大学は運営交付金、つまり国民の税金で運営されているのであるから、その使い方が問題となる。それについて我々は説明責任を負う。そして、税金の投入というインプットに対して、当然どのていどの教育成果がえられているかという近視眼的なアウトプットが問われるのである。

この矛盾する二つのことについて認識し、如何に折り合いをつけていくかが、大学の評価の難しいところなのかもしれない。ただし、どちらも重要な事柄である。そこで、うまく評価を行っていくには、評価を進める組織と実際に教育を担当している側の教員がお互いの立場を理解し、協働することが肝要と思われる。評価をすすめる側は教育を実際に行っている側に対して、その必要性をしっかりと説明しなければならない。それに対して教育を担う側は社会的責任を理解し、ある程度見える形で評価に対応していく。このような協働が円滑に進めば、評価にも対応できるし、そして実質的に教育の内容も失われないように思うのであるが、いかがだろう。

評価委員からの寄稿

理工学部設置と評価

工学資源学研究科 教授 久保田 広 志

本年度は、秋田大学あるいは工学資源学部（工学資源学研究科）にとって、いくつかの重要なできごとがありました。おそらく最も大きなできごとは、学部改組ではなかったかと思います。工学資源学部と教育学部を改組して、これらの一部を合わせて、国際資源学部を新設し、それ以外の工学資源学部の学科を理工学部へと改組しました。理工学部は、生命科学科、物質科学科、数理・電気電子情報学科、システムデザイン工学科の4学科体制になり、学科の中にコースを設けて、計9コースを設置しました。理工学部では、これまでの「工学」に加えて「理学」の部分を強化した教育や研究を展開して行きます。理学による原理の解明と工学による応用技術やものづくりを融合させた総合科学としての理工学の発展をめざします。また、私の所属します大学院生命科学専攻に博士後期課程が設置され、こちらにも「理学」の博士号を取得できる課程となります。これにより、理工学部の生命科学科から、大学院生命科学専攻の博士前期・後期課程へと、科学（理学）を探究する課程が整備されることとなります。この新しい要素を加えた学部・研究科として、さらなる飛躍が期待される場所であり、それに向かって全体として努力しなければなりません。したがって、理工学部や工学資源学研究科の評価に際しましても、これまでの工学における実学的評価に加えて、理学における原理探求型の実績に関しましても評価の対象としてクローズアップされるものと思います。

大学として、別の大きなできごとの一つとしてあげられるのは、7年に1度の認証評価があったことかと思います。本大学では、認証評価に向けて前年度より準備を重ね、本年度は自己評価書の作成・提出や、書面調査のコメントに対する回答や、訪問調査の対応、質問への回答などが行われました。訪問調査時の質疑応答に関しては、私も陪席させていただきました。いくつかの項目について、改善を求められましたが、質疑応答を聞いたかぎりでは、概ね好評価で建設的な意見をいただいたのではないかと思います。今回、全学の評価委員会の委員として感じたことは、認証評価や、中期計画の策定および自己評価など、自らを評価して第三者に報告して、よりよい大学になるために、多くの関係者が日々努力しているのだということを再認識したことでした。認証評価や中期計画の書類は膨大なものであり、多大な労力をかけて作成されたものですので、これが単に報告に終わるのではなく、大学の自己改善に大きく役立つよう望みます。

国立大学法人評価委員会による 平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

秋田大学は、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、地域と共に発展し地域と共に歩むという存立の理念を掲げており、地域の現実を踏まえた教育研究の場において、優れた人材の育成に努めるとともに、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れるために、他の高等教育機関との連携による柔軟な組織づくりを推進することを目指している。第2期中期目標期間においては、教育の内容と質が国際的に通用する水準を維持するよう努め、時代の諸課題に取り組む人材を育成することなどを目標としている。

この目標達成に向けて学長のリーダーシップの下、大学院博士課程「資源ニューフロンティア特別教育コース」の新設等の「国際資源学」を中心とした教育研究展開やグローバル化の推進等、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいることが認められる。

(戦略的・意欲的な計画の状況)

第2期中期目標期間において、国際資源学の世界的教育拠点形成するとともに、次世代型学部運営を体現する「国際資源学部」(平成26年度開設予定)の設置を目指す戦略的・意欲的な計画(平成24年度に中期計画を変更)を定めて積極的に取り組んでおり、平成24年度においては、教育課程や教員人事等の方針を決定する組織である「連携運営パネル」(構成員の半数は学外者)の設置や、学長が学部長を指名する制度など、機動的な意思決定を可能とする開かれた学部運営の仕組みの導入を決定している。

2 項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ①組織運営の改善
- ②事務等の効率化・合理化

平成24年度の実績のうち、下記の事項が特筆される。

○ 従来と異なる学部運営方法として、平成26年度新設予定の国際資源学部においては、教育課程や教員人事等の方針を決定する組織である「連携運営パネル」(構成員の半数は学外者)の設置や、学長が学部長を指名する制度など、機動的な意思決定を可能とする開かれた学部運営の仕組みの導入を決定しており、評価できる。

平成24年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○ 首都圏における情報発信、企業等との産学官連携活動の推進、入試広報及び就職活動支援等を行う東京サテライトをリニューアルオープンし、受験生対応や企業との情報交換会の開催、学生の就職活動支援等の機能を拡充している。

○ 育児等と研究活動の両立を目的とする研究支援員制度において、平成24年度は3名の女性研究者に対して6名の研究支援者を配置することや、子どもの養育年齢を就学前の6歳から小学3年生の9歳に引き上げる改善を図っていることなど、これまでの女性教員比率向上のためのポジティブアクションと育児や介護と仕事の両立のための支援策が評価され、「均等・両立推進企業表彰均等推進企業部門秋田労働局長優良賞」を受賞するとともに、「厚生労働省ポジティブアクションサイト」へ男女共同参画の取組と女性の活躍推進を宣言する学長メッセージを掲載している。

【評定】中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある

(理由) 年度計画の記載5事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められるほか、機動的な意思決定を可能とする開かれた学部運営の仕組みを構築していること等を総合的に勘案したことによる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

- ①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加
- ②経費の抑制
- ③資産の運用管理の改善

平成24年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 科学研究費助成事業として、従来の「再申請支援型」に加え、複数の研究種目への応募を促進する「挑戦奨励型」を新設するなどの取組により、平成24年度の採択額は5億1,800万円（対前年度比4,700万円増）となっている。

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載4事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- ①評価の充実
- ②情報公開や情報発信等の推進

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載2事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められることによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

- ①施設設備の整備・活用等
- ②安全管理
- ③法令遵守

平成24年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- ソフトウェアライセンス管理活動の一環とし

て、「秋田大学ソフトウェアライセンス管理推進月間」を設け、ソフトウェアライセンス管理セミナーを開催し、著作権法やライセンス違反事例の紹介、ソフトウェアライセンスの組織的なリスクマネジメントについての解説を行うなど意識啓発を図っている。

平成24年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

- 機器の調達に当たり、教員が仕様策定委員会の長の立場を利用し、予算趣旨に反する調達を行った事例があったことから、仕様策定委員会の在り方を含め、調達の適正化に向けた積極的な取組を引き続き行うことが求められる。

- 過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。

【評定】 中期計画の達成のためにはやや遅れている

(理由) 年度計画の記載5事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、予算趣旨に反する調達が行われたこと、教員等個人宛ての寄附金について個人で経理されていた事例があったこと等を総合的に勘案したことによる。

II. 教育研究等の質の向上の状況

平成24年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 国際的視野と独創性豊かな考察力、資源の専門性と応用力、資源リテラシー等を身に付けたグローバルな「資源ニューフロンティアリーダー」を育成する5年一貫の大学院博士課程のコースとして「レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム」（博士課程教育リーディングプログラム）を実施している。

- 学生の英語自主学習のための「The ALL (Autonomous Language Learning) Rooms」において、学生の自主的運営を推進するために学生コーディネーターを採用し積極的に関与させている。
- 総合情報処理センターでは、パソコン実習室を24時間利用可能とし、また、医学系研究科では、講義室を0時まで学生に開放するなど、学習環境の充実を図っている。
- 群馬大学と連携して取り組んだグローバルCOEプログラムの生命科学領域における研究成果を発展させるため、生体情報研究センターを設置し、専任教員として准教授1名、助教1名を配置し、生命科学に関する先端的な研究を推進している。
- 企業関係者、研究者、行政関係者、金融関係者、学生及び産学連携関係者等が自由に集いヒントを得て、切磋琢磨する交流の場及び大学等の研究活動の内容や成果を一般市民へ分かりやすく説明する対話の場として「産学イブニング・サロンあきた (SESSA)」を立ち上げ、原則毎月1回開催し延べ360名が参加している。
- 地域と大学を結ぶ活動拠点として設置している横手分校において、模擬教育実習「大学生・高校生教職体験プログラム『教育ミニミニ実習』」を横手市内の中学校において実施し、大学生4名、高校生16名が参加している。
- 附属学校を中心に、「“教員養成秋田モデル”発信プロジェクト」事業を実施し、秋田県教育委員会の推薦により教育実習コーディネーター2名、教育研修コーディネーター1名を特任教授として採用し、教育実習の検証・改善に取り組んでいる。
- レアアース等の資源保有国であるモンゴルを重視し、初の海外事務所をモンゴル科学技術大学内に開設し、日本への留学等に関する広報活動を行うとともに、資源学教育及び研究体制整備への協力等を行っている。
- 王立ブータン大学と日本の大学としては初めて国際交流協定を締結して、同大学の教員3名を招きシンポジウム等を開催し、一般市民を含む約100名が参加している。
さらに、医学系研究科保健学専攻の教員を同国へ派遣して保健学分野の講義を行うなど、両大

学の交流を推進している。

附属病院関係

- 教育・研究面
 - ・地域に必要な知識技術を携えた新しい周産期総合医を育成するため、地域周産期総合医育成プロジェクトを開始し、県内8病院との周産期症例ネットカンファレンスを行っている。
- 診療面
 - ・在宅医療を推進するため、国立大学病院としては全国初となる在宅医療の専門外来を開設し、患者の健康状態や薬の処方、容態急変時の対応等に関する情報を在宅専門医療機関と共有している。
- 運営面
 - ・病院経営改善のため、看護部長を多職種協働、療養環境、患者サービスを担当する副病院長に登用するとともに、事務部長を業務改善・渉外担当の病院長補佐として、病院執行部体制を強化している。
 - ・附属病院における財務運営費について、財務諸表上の附属病院セグメント（損益ベース）と事業報告書上の収支の状況（キャッシュベース）、それぞれの観点から、債務償還を含めた経営の実態、翌期以降将来に向けた人的投資、設備投資ができる予算があるのかなど、運営上の課題について今後十分な説明責任を果たすべきである。

◆業務活動記録

平成25年

- | | | |
|-----|------|--|
| 4月 | 10日 | 【第1回教育研究評議会】
・国立大学法人の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について |
| | 12日 | 評価センター特別講演会「認証評価受審に向けて」 |
| | 23日 | 【第1回評価委員会】 |
| 5月 | 8日 | 【第2回教育研究評議会】
・平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
・平成25年度大学機関別認証評価等受審に係る自己評価書（案）について |
| 6月 | 12日 | 【第3回教育研究評議会】
・平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
・平成25年度大学機関別認証評価等受審に係る自己評価書（案）について |
| | 18日 | 【経営協議会（書面審議）】
・平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
・平成25年度大学機関別認証評価等受審に係る自己評価書について |
| | 26日 | 【臨時役員会】
・平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
・平成25年度大学機関別認証評価等受審に係る自己評価書について |
| 7月 | 4日 | 【第1回経営協議会】
・平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
・平成25年度大学機関別認証評価等受審に係る自己評価書について |
| | 10日 | 【第4回教育研究評議会】
・法人評価ヒアリング日程及び認証評価訪問調査日程について
・平成24事業年度実績報告書及び平成25年度認証評価等自己評価書の提出について |
| 8月 | 19日 | 国立大学法人評価委員会ヒアリング（文部科学省） |
| 9月 | 3日 | 【第2回評価委員会・第1回評価委員会専門部会合同委員会】 |
| | 11日 | 【第5回教育研究評議会】
・認証評価に関するセミナーについて |
| | 20日 | 【第2回経営協議会】
・平成24事業年度に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会ヒアリングについて
・大学機関別認証評価訪問調査について |
| | 25日 | 【第3回評価委員会・第2回評価委員会専門部会合同委員会（書面審議）】 |
| 10月 | 1日 | 認証評価特別セミナー「来たる訪問調査に向けて」 |
| | 7、8日 | 大学機関別認証評価訪問調査 |
| | 9日 | 【第6回教育研究評議会】
・大学機関別認証評価訪問調査について
・平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について |

10月	22日	【臨時役員会】 ・平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について
11月	13日	【第7回教育研究評議会】 ・平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果について ・大学機関別認証評価の訪問調査結果について
		【第9回役員会】 ・平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果について
12月	11日	【第4回評価委員会】
	13日	【第3回経営協議会】 ・平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果について ・大学機関別認証評価の訪問調査結果について
平成26年		
1月	8日	【第9回教育研究評議会】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請等について ・平成24年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価結果への意見について
	15日	【第2回評価センター運営委員会】
	17日	【経営協議会（書面審議）】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請等について
	27日	【臨時役員会】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請等について
2月	12日	【第10回教育研究評議会】 ・大学機関別認証評価等の評価結果（案）について ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請等について
		【第12回役員会】 ・大学機関別認証評価等の評価結果（案）について
3月	4日	【第5回評価委員会】
	11日	【第11回教育研究評議会】 ・平成26年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
	18日	・評価センターFD/SDシンポジウム（テーマ：評価でアピールできる教育実践を考える）
	25日	【第4回経営協議会】 ・平成26年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
		【第13回役員会】 ・平成26年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について



評価センター・評価課スタッフ紹介

<評価センター>

センター長 中田 真一 副学長（評価・社会貢献担当）・工学資源学研究科教授
副センター長 辻 高明 専任教員 准教授

<評価課>

課長 戸島 隆造 主査 池田 昌子
事務職員 石黒 潤 山谷真貴子 碓子 洋行 五十嵐けい子

国立大学法人秋田大学の中期計画の変更及び平成25年度年度計画について

「国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）」の変更について、平成25年3月29日付けで、文部科学大臣から認可されましたのでお知らせします。

なお、当該中期計画及び「国立大学法人秋田大学平成25年度の業務運営に関する計画（年度計画）」は大学ホームページ (http://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html) に掲載しております。

平成25年度評価センターの活動について

1. 認証評価等に関する事項
 - 1) (独) 大学評価・学位授与機構が実施する認証評価等の、平成25年度受審に向けた諸業務を遂行する。
2. 中期目標・中期計画関係
 - 1) 評価センターが担当する平成25年度年度計画を実施する。
*中期計画【54】「各部局で収集・公表しているデータ・情報を整理、蓄積し、そのデータ分析を大学運営の改善に活用する」
 - 2) 平成24事業年度実績報告書の作成及び提出を行う。
 - 3) 平成25年度年度計画の進捗状況の確認を行う。また、実績報告書の取りまとめを行う。
 - 4) 平成26年度年度計画作成のため、学内の連絡調整及び支援を行う。
3. 広報活動
 - 1) センター年報・研究紀要を発行する。(25年度末)
 - 2) センター広報を発行し、大学評価に関わる各種情報を提供する。(随時)
4. FDシンポジウムの開催
 - 1) 評価センター主催のFDシンポジウムを開催する。
5. その他
 - 1) 上記以外の評価センター関連業務を行う。

広報へのご意見などは評価センターへ

TEL: 018-889-2206 (評価課) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

第12回評価センターFD・SDシンポジウムを開催しました

「内部質保証力を高める～問題の中心的課題に迫る～」をテーマとした第12回評価センターFD・SDシンポジウムを3月18日に開催しました。

今回は、従来の講演会等による意識啓発を目的とした形式のものから、PDCAサイクルを効果的に機能させるために、課題の発見とその解決方法を探ることを目的に企画しました。架空の大学における英語教育の問題を題材に、グループで付箋や模造紙、ホワイトボードを活用しながら、課題の発見や分析を行い、グループごとに発表していくワークショップ形式で進めました。参加者は、各部局で評価を担当している教職員、評価に関心を持つ教職員の他、学生も加わり、活発なグループワークが展開されました。

参加した教職員に対する終了後のアンケートでは、4段階評定の平均値が「今回の企画は興味深かった」が3.83、「今回の企画は役に立つ内容があった」が3.50という結果が得られ、また、自由記述には「課題分析の手法・手順を学ぶ機会になった」「日常業務の中で様々な問題解決に利用していきたい」などの感想がありました。さらに、続編を望む声も挙がるなど、本シンポジウムは盛況のうちに終了しました。



辻副センター長によるグループワークの説明



グループワークの様子①



グループワークの様子②



グループ毎の発表

第1回評価センター特別講演会を開催しました

第1回特別講演会「認証評価受審に向けてー第2サイクルにおける改定点及び自己評価に当たっての留意点ー」を4月12日に開催しました。

吉村学長の挨拶に続き、独立行政法人大学評価・学位授与機構の岡本和夫理事から挨拶があり、続いて同機構の鈴木賢次郎評価研究主幹から、大学機関別認証評価の第2サイクルにおける改定点及び自己評価に当たっての留意点等についての特別講演を賜りました。

今回の講演会には、60名の教職員が参加し意見交換等が行われ、認証評価等受審に対する教職員の意識を高め、自己評価書の基準・観点について再確認する有意義な機会となりました。



吉村学長による挨拶



岡本理事による挨拶



鈴木評価研究主幹による講演



評価センター長の交代について

下記のとおりお知らせいたします。

<評価センター長>

平成 25 年 4 月 26 日付け 辞任

中村 真一 副学長 (評価・社会貢献担当)・工学資源学研究科教授

平成 25 年 4 月 30 日付け 就任

中村 雅英 副学長 (評価担当)・工学資源学研究科教授

法人評価・認証評価等に関する今後の主なスケジュール

・平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

- ・実績報告書を文部科学省国立大学法人評価委員会へ提出 (6月28日まで)
- ・国立大学法人評価委員会による書面審査 (7月)
- ・国立大学法人評価委員会によるヒアリング<文部科学省> (8月19日)
- ・国立大学法人評価委員会による平成24年度実績評価結果の原案提示 (9月下旬)
(10月中旬まで意見照会)
- ・平成24年度業務実績評価結果の公表 (10月下旬)

・認証評価等(大学評価・学位授与機構)について

- ・認証評価等受審に係る自己評価書を大学評価・学位授与機構へ提出 (6月28日まで)
- ・大学評価・学位授与機構による書面審査等 (7月～)
- ・大学評価・学位授与機構による訪問調査 (10月7日～8日予定)
面談, 教育現場・学習環境の視察等
- ・大学評価・学位授与機構による評価結果(原案)の作成・通知 (12～1月)
- ・評価結果(原案)に対する意見申し立て期間 (2月まで)
- ・評価結果の確定・公表 (3月)

広報へのご意見などは評価センターへ

TEL: 018-889-2206 (評価課) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



平成 24 年度に係る業務の実績報告書の評価結果について

11月6日に国立大学法人評価委員会から「秋田大学の平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果」が通知されました。概要は次のとおりです。

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

【評定】中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある

(理由) 年度計画の記載5事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められるほか、機動的な意思決定を可能とする開かれた学部運営の仕組みを構築していること等が総合的に勘案された。

(2) 財務内容の改善に関する目標

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載4事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、これらの状況等が総合的に勘案された。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載2事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められた。

(4) その他の業務運営に関する重要目標

【評定】中期計画の達成のためにはやや遅れている

(理由) 年度計画の記載5事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、予算趣旨に反する調達が行われたこと、教員等個人宛ての寄附金について個人で経理されていた事例があったこと等が総合的に勘案された。

国立大学法人評価委員会は、上記の4項目について以下の5種類により進捗状況を示す。

「中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」

「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」

「中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」

「中期計画の達成のためにはやや遅れている」

「中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」

*評価結果の全文は本学のホームページ

(http://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html) に掲載しております。

広報へのご意見などは評価センターへ

TEL: 018-889-2206 (評価課) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

【参考】 国立大学法人等の平成24年度評価結果について
(86国立大学法人・4大学共同利用機関法人)

全体評価

- ・90法人全てが、法人の基本的な目標に沿って計画的に進捗
 - ・10法人が新たに戦略的・意欲的な計画を策定したことを評価(※)
- ※秋田大学：国際的資源学の世界的教育拠点を形成するため、学長が学部長を指名するなど次世代型学部運営を導入した新学部設置を目指す計画

項目別評価

(*) …秋田大学の評価

評定項目	(1)業務運営	(2)財務内容	(3)自己点検・情報公開等	(4)その他業務
特筆すべき進捗	(*) 4	—	1	1
順調	8 1	(*) 9 0	(*) 8 9	5 4
おおむね順調	5	—	—	2 5
やや遅れ	—	—	—	(*) 1 0
重大な改善事項	—	—	—	—

○「特筆される取組」(秋田大学)

新学部構想において、学外者半数を含む組織による教員人事等の方針決定、学長が学部長を指名する制度等、新たな学部運営の仕組みを導入

大学機関別認証評価の今後の予定について

独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価訪問調査は、10月7日(月)・8日(火)のスケジュールを無事終了いたしました。

この後機構では、評価部会が訪問調査結果及び意見聴取を踏まえて審議を行い、評価結果(原案)を作成します。大学機関別認証評価委員会は、評価部会が作成した評価結果(原案)の提出を受け、評価結果(案)として取りまとめ、平成26年1月末ごろに機構事務局を通じて本学へ通知します。本学は、機構から通知された評価結果(案)に対して意見がある場合は申立てを行い、その場合には大学機関別認証評価委員会が再度審議を行います。平成26年3月に大学機関別認証評価委員会において最終的な評価結果を確定し、評価報告書として本学に通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

人事異動

<評価課>

平成25年9月30日

退職(転出) 再雇用事務職員 碓子 洋行(放送大学秋田学習センター事務長へ)

広報へのご意見などは評価センターへ

TEL: 018-889-2206 (評価課) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

◆秋田大学評価センター FD/SD シンポジウムについて

評価センター FD/SD シンポジウムを開催

2014年3月18日に「評価でアピールできる教育実践を考える」をテーマにした評価センター FD/SD シンポジウムを開催しました。大学評価で近年重視される「教育の内部質保証システム」の構築では、しばしばPDCAサイクルとして表現されるように、問題点を発見し、それを改善することが求められます。しかし、問題点にばかり目を向けるのではなく、新規性のある実践や発展性のある実践を発見し、構成員の間で共有することで、教育の質を向上させていくことも重要です。

今回のFD/SDシンポジウムでは、問題解決型学習、学生参加型授業、コミュニケーション能力の強化など、近年の大学教育改革で重要視される事柄に関する教育実践を進めている学内の教員が話題提供をし、その後フロアと意見交換を行いました。

具体的には、教育文化学部教科教育学講座の佐々木雅子教授から「フィールドインターシッピングを活用した発見的問題解決学習」、教育文化学部発達教育講座の神居隆教授から「現職教員と共に学ぶ模擬体験による学生参加型授業」、評価センターの辻高明副センター長から「学生と共にコミュニケーションの場を創造する」というタイトルでそれぞれ話題提供を行い、その後全体討論という流れで進行しました。



登壇者による話題提供の様子



全体討論の様子

全体討論では、今年度本学は認証評価を受審したこともあり、認証評価の自己評価書の内容を踏まえた意見交換、さらに、本学の「優れた点」や「改善を要する点」と関連させた議論も多数見られ、さらに続編を望む声も挙がるなど、本シンポジウムは盛況のうちに終了しました。

評価センター
平成24年度
自己評価書

評価センター運営委員会

自己評価表

基準	番号	評価項目	評点*
1. 理念・目的	1-1	組織の使命または理念が定められているか	5
	1-2	組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められているか	5
	1-3	組織の具体的成果である目標が定められているか	4
	1-4	理念・目的・目標が構成員に周知されているか	5
2. 組織体制	2-1	目標を実現させるための組織体制が適切か	3
	2-2	目標を実現させるための教員配置が適切か	5
	2-3	目的を実現させるための事務職員配置が適切か	5
3. 施設・設備・予算	3-1	目標を実現するための施設は適切か	4
	3-2	目標を実現するための設備は適切か	5
	3-3	目標を実現するための財源・予算は適切か	5
4. 活動・成果	4-1	目標の達成度を計るための基準が設けられているか	5
	4-2	目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか	4
	4-3	目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか	5
5. 評価・改善	5-1	目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか	4
	5-2	目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか	4
	5-3	点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか	3

*) 5段階評価（1～5：5が最高の評価）

基準1 理念・目的

(1) 組織の使命または理念が定められているか

評価センターは、秋田大学学則第9条に準拠して設置されており、秋田大学評価大綱には評価センターの設置目的、趣旨、基本的な活動内容が定められている。これらを総合的に考慮し、評価センターの理念は、資料1-1のように定め、これを秋田大学ホームページや評価センター発行冊子等で公表している。

(2) 組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められているか

秋田大学評価大綱を踏まえ、さらに秋田大学評価センター規程によって、評価センターの設置趣旨、活動目的が具体的に示されている。また、評価センターの目的を実現するための主な具体的活動内容は、①法人評価への対応 ②認証評価への対応 ③部局等の評価活動の推進 ④外部評価の企画と実施 ⑤学内構成員に対する評価の方法論や枠組みの提供である。資料1-1に示した目的は、これを包括・整理したものである。

(3) 組織の具体的成果である目標が定められているか

基本的、長期的方向性・方針である目的を実現するための具体的業務は、秋田大学評価センター規程に詳細に定められている。また具体的目標は、秋田大学中期計画に定めており、さらに組織の具体的成果目標としての活動目標は、中期計画の年度計画によって毎年度策定している。活動目標は、評価センター運営委員会で審議・承認を行っている。なお、平成24年度の活動目標は、平成23事業年度の実績報告書の作成・提出等の対応業務、及び平成25年度受審予定の認証評価に係る準備を行うことに重点を置いた。

(4) 理念・目的・目標が構成員に周知されているか

評価センターの目的は、秋田大学ホームページ、秋田大学評価センター年報・研究紀要、秋田大学

評価センター広報に掲載し、これによって全学構成員並びに学内外の関係箇所に周知している。

裏付資料

資料1-1 理念・目的・目標

資料1-2 評価センターの活動目標（平成24年度）

基準2 組織体制

(1) 目標を実現させるための組織体制が適切か

評価センターの組織体制は、秋田大学評価センター規程、秋田大学評価センター運営委員会実施細則及び秋田大学評価センター評価委員会実施細則、事務組織規程を踏まえて構成されている（資料2）。

評価センターは、評価センター長（副学長：評価・社会貢献担当）、副センター長（専任教員）及び事務を担当する評価課から構成され、事業活動遂行にあたっては、運営委員会で事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、また評価委員会で評価活動に関する企画・連絡調整、具体的事項の検討を行っている。そして、評価委員会専門部会が置かれ、評価委員会と連携して各種評価の実務に対応している。さらに、評価センターに関することを行う事務組織として評価課が配置されている。

なお、評価業務の活性化と組織運営の円滑化のために、評価委員会及び運営委員会に大学外部からの委員をそれぞれ1名委嘱し、大学評価活動や組織運営について意見等をいただいている。

(2) 目標を実現させるための教員配置が適切か

教員配置については、評価センター規程に定められており、センター長（副学長・学部教授兼任）及び副センター長（専任教員1名、准教授）が配置されている。専任教員の配置は、センターの円滑な業務の遂行に有効に機能し、評価センターの目標を実現させるために必要である。

評価センター評価委員会は、点検・評価に係る各学部の代表者や理事が推薦する者等から構成され、大学全体の評価業務に関わる企画立案、連絡調整、部局内における評価業務の推進などの役割

を果たしている。また、評価センター評価委員会専門部会の座長は学長補佐（評価担当）が担当している。さらに、評価センター運営委員会は学部長等から構成されている。

(3) 目標を実現させるための事務職員配置が適切か

事務組織体制と職員配置に関しても「評価センター規程」及び「事務組織規程」において定められている。評価センターの事務は評価課が行っており、事務職員6名が配置されている。事務職員は、「事務組織規程」に定められた「評価センターに関すること」及び中期目標・中期計画並びに年度計画に関する学内調整、情報・資料の収集、報告書等の作成・提出、評価結果の公表等を行い、評価センターのイベントや委員会等の事務を処理している。

事務系職員の配置については、全体的な業務内容・業務量からみて適切である。

裏付資料

資料2 秋田大学評価センターの体制

基準3 施設・設備・予算

(1) 目標を実現するための施設は適切か

平成21年度までは手形キャンパスの教育文化学部3号館に評価センター専任教員室があったが、平成22年度より本部管理棟の2階に位置している。ここに評価センターと評価課及びCTC（カリキュラム・トランジション・センター）事務局が入室し業務を行なっている。

評価課の執務環境は、以前に比べると他の部署と鍵を共有する場面もあるが、労働安全衛生法、及び同法に準拠する事務所衛生基準規則の、気積、換気、温度、空気調整、照度、燃焼器具、騒音及び振動の防止、騒音伝播の防止、給水、排水等の必須条件を満たしており、執務遂行上の特段の問題はない。施設設備の安全管理については秋田大学施設設備安全管理マニュアルに沿って点検を行わない問題の無いことが確認されている。

なお、専任教員の研究室については大学設置基準第36条第2項「研究室は、専任の教員に対して

は必ず備えるものとする。」を満たすために平成23年度からは評価課の奥の部屋に確保された。しかし、通常の教員研究室とは異なり、評価課やCTC事務局と鍵を共有し、水道利用も一緒の奥まった場所にあるため、専任教員本人は不都合や違和感を感じている。

(2) 目標を実現するための設備は適切か

センター業務に係わる設備は整備され、適切に維持・管理・運営されている。運営経費の節減と環境への配慮の観点から、ISO14001（環境マネジメントシステム）の環境方針カードを全職員が携行し、印刷用紙やファイルの再利用や光熱利用の配慮に留意している。

(3) 目的を実現するための財源・予算は適切か

センターの財源は、大学からの運営費に拠っている。センターの予算は、事業計画にしたがって予算を計上し、審議・承認されたものが運営費として配分され、資料3に示すように適切に運用している。

なお、今年度は、平成25年度に大学評価・学位授与機構で受審する認証評価に向けた準備・対策として、年度計画推進経費が別途予算措置された。

裏付資料

資料3 平成24年度評価センター運営費執行状況

基準4 活動・成果

(1) 目標の達成度を計るための基準が設けられているか

中期計画・年度計画【54】「各部局で収集・公表しているデータ・情報を整理、蓄積し、そのデータ分析を大学運営の改善に活用する」で掲げられている評価センターの目標についての点検・評価は、中期目標・中期計画整理簿の当該年度計画及び中期スケジュールに基づき、中間と年度末に達成度を点検・評価している。

(2) 目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか

表1の自己点検・評価表に見られるように、平成24年度においては、活動目標においておおむね高い成果を上げている。

各部局・担当と連携し、本年度は、「平成23事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を取りまとめ、国立大学法人評価委員会のヒアリングへの対応を行った。平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果は、「I. 業務運営・財務内容等の状況」において、(1) 業務運営の改善及び効率化、(2) 財務内容の改善に関する目標、(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供、(4) その他の業務運営のすべての項目で「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価された。これらは学内外へインターネット等により公表した。

本年度はその他に、翌年度に受審を控えた認証評価における自己評価書の作成を行った。そして、それを通じて、本学の7年間の教育活動等の全般的な状況を整理し、本学の「優れた点」や「改善を要する点」を導出し、年度末には自己評価書をおおよそ完成させた。さらに、そうした過程で明らかになった本学の課題点のひとつである「教育の内部質保証システム」の構築に向けて、今年度3月に評価センターFD/SDシンポジウム「内部質保証力を高める－問題の中心的課題に迫る－」を開催した。

(3) 目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか

本年度の諸事業は、評価センター予算に基づいて適切に実施された。限られた予算の中で達成された本年度の活動成果を考えれば、効果的な利用が図られたと言える。

裏付資料

表1 自己評価表

基準5 評価・改善

(1) 目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行

うための組織やシステムが存在するか

評価センター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、評価センターの活動を点検・評価する組織体制を整備している。

(2) 目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか

評価センターの活動目標に対する点検・評価の基準は、本自己点検・評価にあたって実施する基準として設定し、組織としての水準評価基準として表1に示した基準を設定している。

(3) 点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか

(1) で述べた通り、評価センター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、各年度の活動を点検・評価する組織体制を整備しているが、運営委員会の開催が年1回であること等から、それが十分効果的に機能しているとは言い難い。

評価センターの理念・目的・目標

(平成16年4月制定)

評価センターの理念

評価センターは、秋田大学における教育・研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資するために、秋田大学における自己点検・評価活動とその改善努力を支援し、また評価とそのシステムについての研究開発を進める。

評価センターの目的

1. 中期目標・中期計画を確実に遂行し実りある成果を得るために、評価の観点から、各部局の取組みを支援すると共に全体の取りまとめをする。
2. 認証評価等の第三者評価及び外部評価を円滑に実施するために、全学及び各部局における自己点検・評価の技術的支援を行うと共に、全体の取りまとめをする。
3. 評価結果を周知し改善行動に結びつけるために、各種評価結果を公表すると共に分析・検討し提言を行う。
4. 学内に評価文化を醸成するために、評価技術を高めると共に評価に関する教職員の意識向上を図る。

評価センターの活動目標（平成24年度）

1. 認証評価に関する事項

- 1) (独) 大学評価・学位授与機構が実施する認証評価の平成25年度受審に向けた諸業務を遂行する。

2. 中期目標・中期計画関係

- 1) 評価センターが担当する平成24年度年度計画を実施する。
- 2) 平成23事業年度実績報告書の作成及び提出を行う。
- 3) 評価結果を基にした改善の推進支援を行う。
- 4) 平成24年度年度計画の進捗状況の確認を行う。また、実績報告書の取りまとめを行う。
- 5) 平成25年度年度計画作成のため、学内の連絡調整及び支援を行う。

3. 広報活動

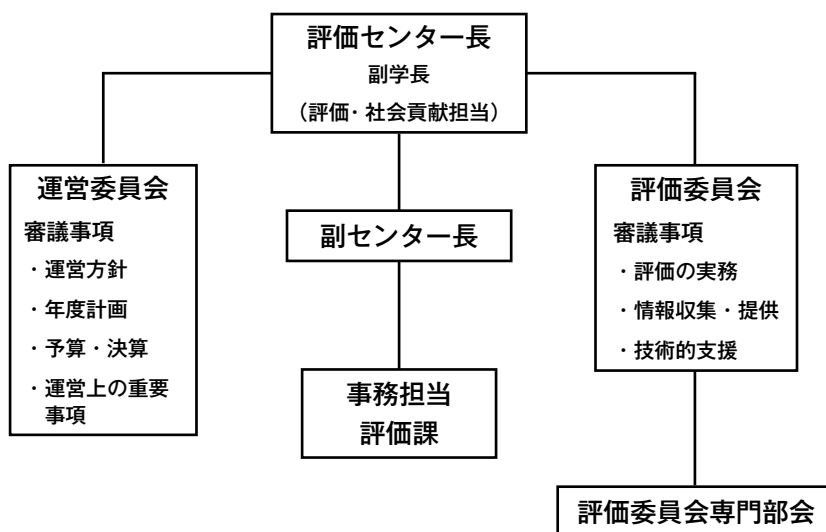
- 1) センター年報を発行する。(年度末)
- 2) センター広報を発行し、大学評価に関わる各種情報を提供する。(随時)

4. 講演会・シンポジウムの開催による評価活動に関する啓発、能力開発支援

- 1) 評価センター主催のシンポジウムを開催する。

5. その他

- 1) 上記以外の評価センター関連業務を行う。



評価センターの組織

評価センター長（副学長）（兼務）	1名
副センター長（専任教員）	1名

運営委員会

委員長	評価センター長	1名
委員	副センター長	1名
委員	各学部長等	3名
委員	学外有識者	1名

評価委員会

委員長	評価センター長	1名
委員	副センター長	1名
委員	各理事が推薦する者	4名
委員	学部等代表教員（各学部等1名）	3名
委員	評価課長	1名
委員	学外有識者	1名
委員	委員長が必要と認める者 （国際交流センター副センター長、 各学部等1名）	4名

事務組織

評価課	課長	1名
評価課	主査	2名
評価課	事務職員	1名
評価課	事務補佐員	2名

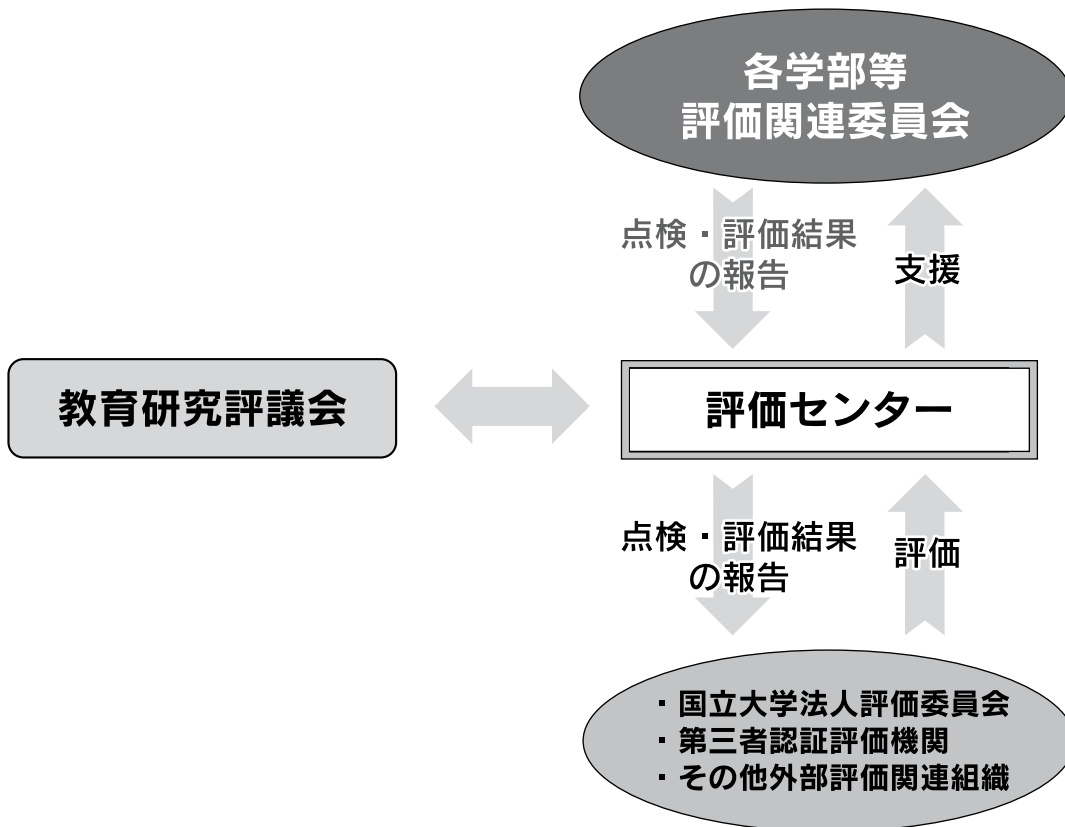
評価センター運営費執行状況

単位：円

事 項	平成24年度 予算配分額	平成24年度 決算額(見込)	備 考
1. 活動事業費			
①広報経費	327,000	346,000	年報印刷、資料製本
②FD活動費	75,000	75,000	FD旅費・謝金
③諸調査経費	460,000	435,000	年度評価ヒアリング、評価関係説明会 参加等旅費
小 計	862,000	856,000	
2. 事務・管理費			
①維持管理費	1,218,000	1,007,000	複写機借料・保守料
	387,000	473,000	事務用品費(コピー用紙等消耗品を含む)
	0	168,000	情報DB対応経費
②運営事務費	114,000	73,000	通信費(電話料、郵便料、運送料、NHK 受信料)
	20,000	44,000	タクシー借上料
	60,000	40,000	学外委員等謝金
小 計	1,799,000	1,805,000	
合 計	2,661,000	2,661,000	

評価センターの構成と関係規程等

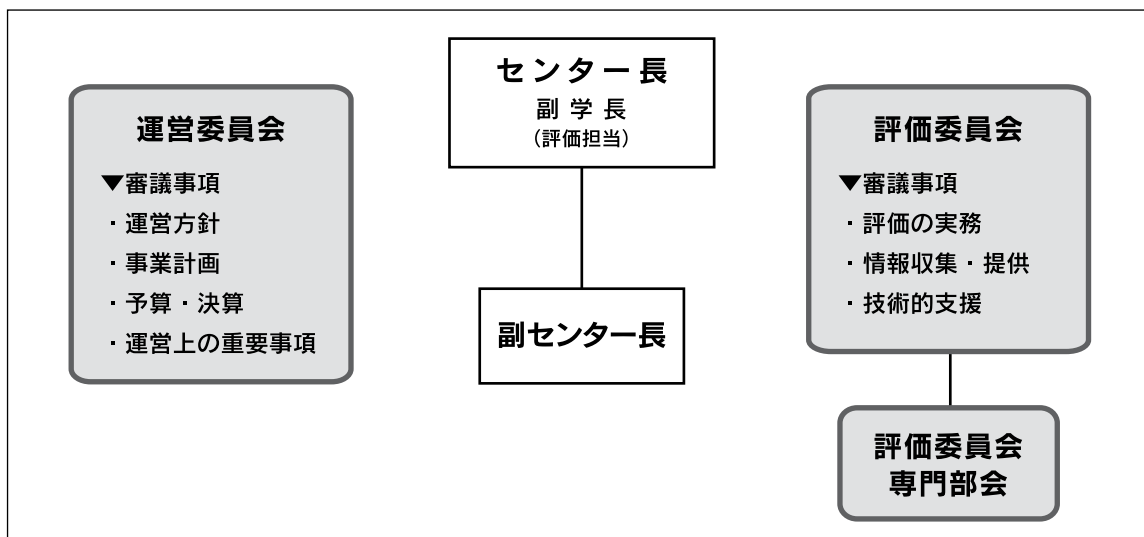
評価センターの体制



評価センターの組織

評価センター

- ▶ センター長 中村 雅英
(副学長(評価担当)・工学資源学研究科 教授)
- ▶ 副センター長 辻 高明
(評価センター准教授)



※事務担当：評価課

評価センター運営委員会委員名簿

平成25年4月30日現在

氏名	職名	任期	備考
○中村雅英	評価センター長	在任期間	第1号委員
辻高明	評価センター副センター長	〃	第2号委員
四反田素幸	教育文化学部長	〃	第3号委員
澤田賢一	医学系研究科長	〃	〃
小川信明	工学資源学研究科長	〃	〃
佐藤恒之	秋田工業高等専門学校 教授	24.9.1～26.8.31	第4号委員
庶務担当：評価課			

○は委員長を表す

評価センター評価委員会委員名簿

平成25年4月30日現在

氏名	職名	任期	備考
○中村雅英	評価センター長	在任期間	第1号委員
辻高明	評価センター副センター長	〃	第2号委員
渡部博靖	副理事（総務担当）	25.4.1～26.3.31	第3号委員
大山弘正	学術研究課長	25.4.1～26.3.31	第4号委員
川東雅樹	教育推進主管	25.4.1～26.3.31	第5号委員
篠山公郎	副理事（財務・施設・環境担当）	25.4.1～26.3.31	第6号委員
佐藤修司	教育文化学部 教授	在任期間	第7号委員
妹尾春樹	医学系研究科 教授	〃	第7号委員
寺境光俊	工学資源学研究科 教授	〃	第7号委員
戸島隆造	評価課長	〃	第8号委員
吉田徹	元秋田県産業労働部参事 元秋田県工業技術センター所長	24.4.1～26.3.31	第9号委員
林良雄	教育文化学部 教授	24.11.1～26.10.31	第10号委員
大友和夫	医学系研究科 教授	24.4.1～26.3.31	第10号委員
久保田広志	工学資源学研究科 教授	24.11.1～26.10.31	第10号委員
今井亮	国際交流センター副センター長	24.4.1～26.3.31	第10号委員
庶務担当：評価課			

○は委員長を表す

評価センター評価委員会専門部会委員名簿

平成25年11月1日現在

氏 名	職 名	任 期	備 考
○上 田 晴 彦	学長補佐（評価担当）	在任中	第1号委員
銭 谷 秋 生	教育推進総合センター 教授	25.4.1～26.3.31	第2号委員
妹 尾 春 樹	医学系研究科医学専攻 教授	25.4.1～26.3.31	第2号委員
浅 沼 義 博	医学系研究科保健学専攻 教授	25.4.1～26.3.31	第2号委員
寺 境 光 俊	工学資源学研究科 教授	25.4.1～26.3.31	第2号委員
佐 藤 修 司	教育文化学部 教授	25.11.1～26.10.31	第2号委員
辻 高 明	評価センター副センター長	在任中	第3号委員
戸 島 隆 造	評価課長	在任中	第4号委員
濱 田 純	地域創生センター 准教授	25.4.1～26.3.31	第5号委員
庶務担当：評価課			

○印は座長を表す

評 価 課 名 簿

平成25年10月1日現在

氏 名	職 名	備 考
戸 島 隆 造	評価課長	
池 田 昌 子	主査	
石 黒 潤	事務職員	
山 谷 眞貴子	事務職員	
五十嵐 けい子	事務系補佐員	

秋田大学評価センター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 点検・評価に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 各部署等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (9) 各部署等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (11) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員
(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、評価担当副学長をもって充て、センターを統括する。

2 副センター長は、センターの専任教員をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、次条に定める秋田大学評価センター運営委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(委員会)

第7条 センターに、秋田大学評価センター運営委員会及び秋田大学評価センター評価委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。

4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、評価課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

秋田大学評価センター運営委員会実施細則

(平成16年4月1日規則第38号)

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学評価センター規程第7条第2項の規定に基づき、秋田大学評価センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 秋田大学評価センター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (2) センターの事業計画に関すること。
- (3) センターの人事に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教育文化学部長、医学系研究科長及び工学資源学
研究科長
- (4) 学外有識者 1名
- (5) その他委員長が必要と認める者
(学外委員)

第4条 前条第4号の委員の選考は、学外有識者を除い

た委員をもって審議し、その結果を学長へ報告する。

(任期)

第5条 第3条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、評価課において処理する。

(補則)

第10条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

秋田大学評価センター評価委員会実施細則

(平成16年4月1日規則第39号)

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学評価センター規程第7条第2項の規定に基づき、秋田大学評価センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 全学的事項に係る自己点検・評価及び外部評価(以下「点検・評価」という。)の企画・立案・実施

に関すること。

(2) 点検・評価に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。

(3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。

(4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。

(5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。

(6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。

(7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。

(8) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。

(9) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。

(10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。

(11) その他秋田大学評価センター(以下「センター」という。)が行う点検・評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 総務担当理事が推薦する者 1名

(4) 研究担当理事が推薦する者 1名

(5) 教育担当理事が推薦する者 1名

(6) 財務担当理事が推薦する者 1名

(7) 各学部等の点検・評価に係る組織の代表者

(8) 評価課長

(9) 学外有識者 若干名

(10) その他委員長が必要と認める者

(学外委員)

第4条 前条第9号の委員の選考は、学外有識者を除いた委員をもって審議し、その結果を学長へ報告する。

(任期)

第5条 第3条第3号から第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員を推薦する理事の任期を超えないものとする。

2 第3条第9号及び第10号の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 評価委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(議事)

第7条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 評価委員会に必要な応じ、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、評価課において処理する。
(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成21年6月10日から施行する。

2. この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成21年7月1日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

(1) 学長補佐(評価担当)

(2) 評価センター長が推薦する教員 若干名

(3) 評価センター専任教員

(4) 評価課長

(5) その他座長が必要と認める者

2 第2号委員及び5号委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 専門部会に座長を置き、学長補佐(評価担当)をもって充てる。

(会議)

第5条 専門部会は月1回程度開催するものとし、座長が必要と認めるときは適宜開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、評価課が担当する。

(補足)

第8条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成22年6月15日から施行する。

2 この要項の施行後最初に委嘱される第3条第1項第2号及び第5号委員の任期は、同条第2項の規定に関わらず平成22年6月15日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

秋田大学評価センター評価委員会専門部会要項

(平成22年6月15日規則第166号)

(設置)

第1条 秋田大学評価センター評価委員会規程第9条の規定に基づき、秋田大学評価センター評価委員会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(業務内容)

第2条 専門部会は、中期計画、年度計画における実績報告書の作成や各部署の実施状況についてのチェック及び検討を行うとともに、評価センター評価委員会と連携し、業務改善等について提言を行う。

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

研究紀要

認証評価受審の取組と結果に関するケーススタディ

秋田大学評価センター 副センター長 辻 高明

本稿では、平成25年度に本学が受審した認証評価の取組と結果に関するケーススタディを行った。まず、大学評価・学位授与機構の認証評価制度について略説した上で、本学の評価センター内での自己評価書作成の体制と方法について紹介した。次に、自己評価書において導出した本学の「優れた点、改善を要する点」と、機構からの評価結果における「主な優れた点、主な改善を要する点」を比較吟味することで、評価結果のフィードバックの意義と課題について考察した。最後に、「評価結果」を改善に活かすというよりは、「評価活動」を改善に繋げるという発想のもと、今後それを具現化するための取組を行う必要があることに言及した。

キーワード：認証評価、自己評価、評価結果、ケーススタディ

1. 問題設定・目的

国公私全ての大学は、学校教育法により、教育研究水準の向上に資するため、自大学の教育研究等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することが義務付けられている。さらに、それに加え、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機構による大学機関別認証評価（以下、認証評価）を受ける必要がある。認証評価は7年以内の周期で受審することが求められている。秋田大学は、平成25年度、この認証評価を独立行政法人の大学評価・学位授与機構（以下、機構）で受審した。前回平成18年度に受審して以来2度目である。

本稿では、まず、認証評価制度について略説した上で、今回受審した本学の認証評価のための取組方法を概説する。認証評価の取組は、大きく大学による「自己評価書」の作成、そして自己評価書を踏まえた機構による「訪問調査」から構成される。本稿では、認証評価に向けた本学評価センター内の中心的活動であった「自己評価書」の作成の取組方法に焦点を当てる。次に、「自己評価書」において導出した本学の「優れた点、改善を要する点」と、機構から出された評価結果における「主な優れた点、主な改善を要する点」を比較吟味す

ることで、評価結果のフィードバックの意義と課題について考察する。最後に、それらを踏まえ、本学が今後取り組むべき課題について述べる。これらは、今回の認証評価の取組を評価センター副センター長として関わり推進してきた著者が、自己エスノグラフィの立場から考察し、論述するものである。

認証評価も第2サイクルに入り、全ての大学が1度は受審し、評価結果は公表されているものの、その取組方法に関する事例の共有や、評価結果の意義に関する考察はほとんどなされていない（辻2013）。その意味で、本稿は、一大学の取組をケースとした実践報告ではあるものの、今後、他大学の評価関係者とケースを共有、比較検討することにより、認証評価の取組を充実させていくための資料としたいと考える。

2. 認証評価制度について

2.1 認証評価受審の流れ

通常、大学が認証評価を受審する前年度の6月（本学の場合は平成24年度の6月であった）に、機構により説明会が開催される。この場で認証評価の方針やスケジュール、自己評価書作成に当たっての留意点などが説明される。そして、翌年

度の6月末（本学の場合は平成25年6月末であった）までに、大学は自己評価書を機構に提出することが求められる。その後、機構による書面調査、それを踏まえた訪問調査が行われ、その年度の3月に評価結果が大学に通知される。図1は、本学の事例も含めた認証評価の大まかな流れである。

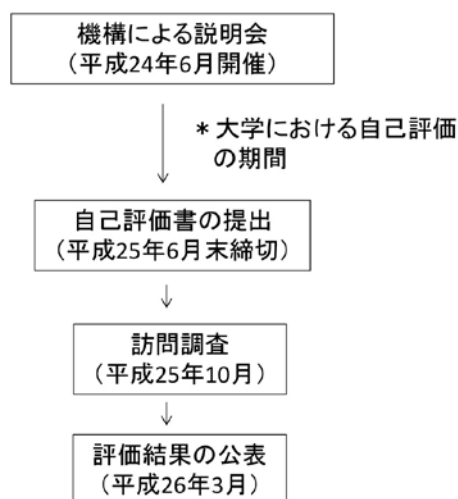


図1 認証評価の流れ

2.2 大学評価基準

認証評価を受審するために大学が作成する自己評価書は、機構が定める「大学評価基準」に基づいて構成される。大学評価基準は、基準1から基準10まで設定されている（表1）。各基準には、少ない基準で2つ、多い基準で20以上の「観点」があり、大学評価基準は合計で80程度の観点から構成されている。

基準1は「大学の目的」であり、大学の目的の明確性等に関する内容である。基準2は「教育研究組織」であり、教育研究の組織の構成や教育活動を運営する上で必要な運営体制に関する内容である。基準3は「教員及び教育支援者」であり、教員の配置、採用、教員評価、教育支援者の配置等に関する内容である。基準4は「学生の受入」であり、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の明確性や受入方針に沿った受入等に関する内容である。基準5は「教育内容及び方法」であり、学士課程や大学院課程における教育課程の編成、実施方針（カリキュラム・ポリシー）の明

確性、授業形態、学習指導法、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の明確性、成績評価、修了認定等に関する内容である。基準6は「学習成果」であり、学生の満足度や進路状況から判断した学習成果に関する内容である。基準7は「施設・設備及び学生支援」であり、教育のための施設・設備、学生の学習支援、就職支援等に関する内容である。基準8は「教育の内部質保証システム」であり、教育状況を点検・評価し、それに基づいて改善を図る体制や、教員・教育支援者の資質向上を図るための取組等に関する内容である。基準9は「財務基盤及び管理運営」であり、財務基盤や収支計画、大学の管理運営体制、自己点検・評価体制等に関する内容である。基準10は「教育情報等の公表」であり、教育研究活動等の情報の公表等に関する内容である。

表1 大学評価基準の各基準

基準
基準1:大学の目的
基準2:教育研究組織
基準3:教員及び教育支援者
基準4:学生の受入
基準5:教育内容及び方法
基準6:学習成果
基準7:施設・設備及び学生支援
基準8:教育の内部質保証システム
基準9:財務基盤及び管理運営
基準10:教育情報等の公表

観点の中身について例を挙げると、例えば基準2の「教育研究組織」では、2-1-①「学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。」、2-1-②「教養教育の体制が適切に整備されているか。」、2-1-③「研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。」、2-1-④「専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目

的を達成する上で適切なものとなっているか。」、2-1-⑤「附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。」、2-2-①「教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。」という6つの観点が設定されている。

2.3 自己評価書の構成

自己評価書では、先述した10の基準を構成する合計80程度の観点全てについて、「観点に係る状況」、及び「分析結果とその根拠理由」を記述することが求められる。ただし、全観点うち自大学に該当しないもの（通常数個ある）は省いてよい。「観点に係る状況」はその観点に関する客観的事実を記載し、「分析結果とその根拠理由」はそれを踏まえ自己評価した結果を記述する。この時、根拠となる資料やデータ（根拠資料）を明示する必要がある。さらに、基準毎に「優れた点、改善を要する点」を記述する。そのように、自己評価書の内容は、各観点についての「観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」、及び各基準についての「優れた点、改善を要する点」の大きく3階層に分けられる（図2）。なお、「優れた点、改善を要する点」は、「自大学の目的・目標」に照らして検討することと、「大学一般に期待される水準」から判断して検討すること等が求められる。また、「優れた点、改善を要する点」の記述内容は、必ず「観点に係る状況」か「分析結果とその根拠理由」の中に記載されている必要がある。また、自己評価書の文章は図表を除き、全体で7万字以内とすることが求められる。そのように、自己評価書は様々なルールや制約がある中で作成していくこととなる。

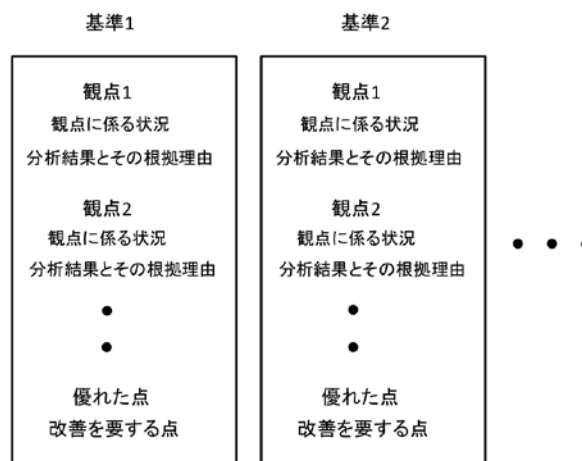


図2 自己評価書の構成

3. 秋田大学の取組方法

本節では、平成25年度に受審した本学の認証評価における自己評価書の作成方法について、特に、評価センター内で実施した取組に焦点を当てながら説明する。なお、本学は認証評価と同時に、選択評価も受審しているが、本稿の考察には含めないこととする。

3.1 自己評価書の作成

既述したことであるが、自己評価書の内容は、各観点についての「観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」、及び各基準についての「優れた点、改善を要する点」の大きく3階層に分けられる。

本学では、評価センター副センター長、学長補佐（評価担当）の2名（以下、教員メンバ）と、評価課の事務職員数名（以下事務メンバ）に分けて作成作業を進めた。具体的には、教員メンバは、各観点の「分析結果とその根拠理由」、及び各基準の「優れた点・改善を要する点」について記述し、事務メンバは、各観点の「観点に係る状況」について記述しつつ、根拠資料の収集と整理を行った。そして、毎週1回、教員メンバと事務メンバが、副センター長室に集まって合同ミーティングを実施し、各基準や観点について互いの記述内容を突き合わせて議論し、内容の擦り合わせや調整を行った。そうした合同ミーティングは、平

成24年度の秋から冬に掛けて、毎週1回2、3時間程度、2、3個の基準ずつ行い、10個の全基準が終了したら、再度それを繰り返し、「観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」、及び「優れた点、改善を要する点」を何度も行き来しながら自己評価書の作成を進めていった。

自己評価書は、各基準や観点を、大局的な視点と局所的な視点の両方から見るのが重要である。例えば、「優れた点、改善を要する点」は、他大学との比較や大学改革の動向も勘案しながら戦略的に記述する必要がある。その場合、そのための種を「観点に係る状況」に仕込んでおいてもらわないといけない。また、根拠資料が無かったり、そもそも実態がなかったりして、「観点に係る状況」に書けない取組は、「優れた点、改善を要する点」にも記述できない。さらに、単にボトムアップ的に、「観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」、「優れた点、改善を要する点」と記述を積み上げていくだけでは、他大学と差別化ができ、大学改革の動向にも符合する「優れた点、改善を要する点」を導出することは難しい。そうした背景から、大局的な視点から考え局所を詰めていくような「演繹的アプローチ」と、局所的な視点から考え大局に繋げていくような「帰納的アプローチ」が重要である（図3）。そして、前者を教員メンバが、後者を事務メンバが担って自己

評価書の作成を進めていった。

また、合同ミーティングの前にはほぼ毎回、教員メンバは評価センター副センター長室で教員ミーティングを行った。自己評価書の80程度の観点を二つに分け、「分析結果とその根拠理由」の記述を分担した。さらに、2名で各基準の「優れた点、改善を要する点」を検討した。

なお、上記の作業過程では、前回受審した平成18年度の自己評価書の記載内容や、合同ミーティングを始める前に各部局から収集した各観点に関する取組状況の報告等も活用した。さらに、評価センター評価委員会、評価センター評価委員会専門部会といった評価関係の委員会を適宜開催し、各部局の委員らに報告し、審議しながら、自己評価書の作成は進められた。

3.2 導出された本学の「優れた点」・「改善を要する点」

まず、「優れた点」について本稿末尾の表2に挙げている。基準1では、学部改組並びに新学部の設置について記している。基準2では、国際的視野を持つ人材養成や国際資源人材ネットワークを通じた国際交流を促進するセンター組織を設置したこと等を挙げた。基準3では、外国人教員や女性教員を積極的に登用するための男女共同参画推進のためのアクションプラン策定などの取組を挙げている。基準4では、東京や名古屋で試験会場を設置して、多方面から学生の受入を行っている点等を挙げている。基準5では、ゲーミング・シミュレーション型授業、フィールドインターンシップ授業など独創的な学習指導法を導入した教育実践がある点等を挙げた。基準6では、就職活動を行う学生への添削指導や面接対策指導を強化している点等を挙げている。基準7では、附属図書館にラーニングコモンズを新設し、自主学習環境を整備している点等を挙げた。基準8では、教育支援者の研修が多層的な内容からなっている点等を挙げた。基準9では、全学的組織として評価センターが設置されており、自己点検・評価活動が推進されていること等を挙げた。基準10では、

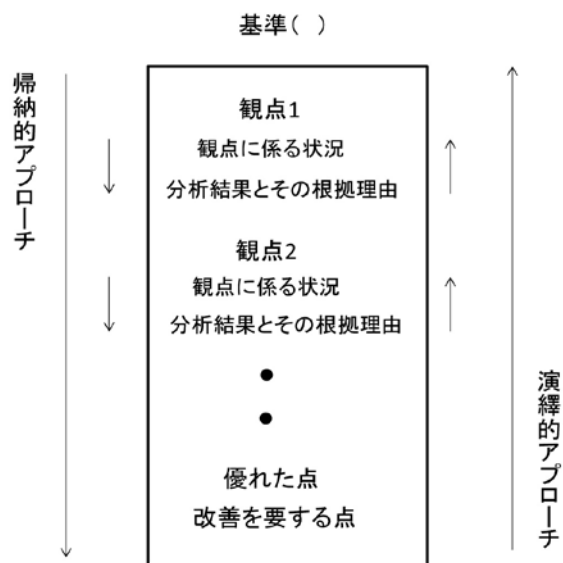


図3 自己評価書作成のアプローチ

大学のプロモーションビデオを作成している点を挙げた。

一方、「改善を要する点」については本稿末尾の表3の通りである。基準1は特に挙げていない。基準2では、教養教育の体制は整備されているが、専門教育、大学院教育までを含めて全学的な教育改善を推進する機構組織が整備されていない点を挙げた。基準3では、教員の職階に関してバランスに欠ける部局等が存在する点を挙げている。基準4では、大学院入試で入学定員を大幅に下回る研究科がある点等を挙げている。基準5では、単位の実質化のための自学自習の実状況について調査・検証を行い、それらを促進する方法を検討していく必要性等を挙げた。基準6では、学習の達成度を測定するための量的、質的な方法論が整備されていない点等を挙げた。基準7では、ICTを活用した教育実践や学習指導法の工夫が十分に行われていない点を挙げた。基準8では、教育の質向上や改善に結び付けるための継続的、具体的な取組を行っていく必要があることを挙げた。基準9では、教員の意見を聴取し、それを管理運営に継続的に反映させる体制を整備する必要があること等を挙げた。基準10では、大学ウェブサイトの英語版コンテンツが十分でないことを挙げた。

4. 創造的な認証評価の取組にするために

4.1 評価結果について

平成26年3月に機構から評価結果が通知された。10の基準全てについて「基準を満たしている」と判断されていた。そして、「主な優れた点」が11点、「主な改善を要する点」が2点挙げられていた。本稿末尾の表4、表5にその内容を示している。

まず、「主な優れた点」の11のうち、8つは文部科学省のプロジェクトへの採択状況のことであった。残りの3つのうち、2つはこちらが自己評価書の「優れた点」に記載したことであり、もう1つは「教員評価の結果を勤勉手当等処遇に反映させている」という指摘であった。これらの「主

な優れた点」の内容については、個人的には少し残念に思っている。確かに、文部科学省等のプロジェクトへの採択はめでたいことであるが、そうした採択状況は自己評価書を読まずとも調べることは可能ではなかろうか。まだプロジェクト評価で高い評価を得ているから優れているというのであれば記載されるのも分かるのだが、あくまで採択状況である。それに、外部資金の採択実績は、地方の国立大学である本学にとって必ずしも強いトピックとも言い難い。規模の大きな大学の方が有利な事柄ではなかろうか。もっと日常的な教育活動における独創的な点、特色ある点を「主な優れた点」に挙げて欲しかった。日常的な教育状況の点検・評価こそが認証評価の中核ではないだろうか。

次に、「主な改善を要する点」であるが、挙げられていた2つのうち、1つはこちらが自己評価書の「改善を要する点」に記載したことであった。もう1つは「授業アンケートの未実施や未公表」に関する指摘であった。「改善を要する点」が優れた点より少なかったのは喜ばしいことではあるが、もう少し本質的で厳しい指摘があってもよかった。授業アンケートは実際多くの大学で形骸化しているわけであり、未実施や未公表を問題視するよりも、「授業アンケートに代わる授業評価の方法を考えよ」ぐらいの指摘があってもよかった。

4.2 評価と改善の関係

4.1で述べた通り、認証評価における評価結果のフィードバックから得られるものは、それほど大きなものではないだろう。大学評価は大学自身の「自己評価」が基本であり、認証評価はそれを支援する制度でもある。上述した「優れた点」が積極的に取り挙げられているフィードバックは、「改善のための評価」は大学自ら推し進めよというメッセージでもあるだろう。

そうした点を踏まえれば、認証評価では、フィードバックである「評価結果」を改善に活かすというよりも、「評価活動」を改善に繋げるという発

想を持つことが重要であろう。ここでいう評価活動とは、認証評価を受ける準備期間での活動、すなわち自己評価書の作成活動のことである。3.1で述べた自己評価書作成のための合同ミーティングでの毎回の議論では、個人的には、本学における多くの改善点の気づきを得ることができた。今後はそれをもとに、学内の教職員を対象とした改善のための企画を考え実施していくことで、本学のPDCAサイクルを充実させ、学内に評価文化（川口2006）を生成していきたいと考えている。

参考文献

- 川口昭彦（2006）『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』、大学評価・学位授与機構シリーズ、ぎょうせい。
- 辻高明（2013）『認証評価対応のための教育工学』、日本教育工学会第29回全国大会講演論文集、p.50

表2 自己評価書における「優れた点」

基準1	本学の基本理念・基本的目標・教育目標を具現化するため、学部改組並びに国際資源学部(仮称)の設置を予定し、世界水準の資源学教育拠点を目指している点が優れている。
基準2	・国際資源学教育研究センターや国際交流センターを設置し国際的視野を持つ人材養成、国際資源人材ネットワークを通じた国際交流を促進している点が優れている。 ・教育文化学部附属教育実践研究支援センターが中心となり、全国トップクラスの成績を支えている教え方、教育観をモデル化し次世代に伝えていく取り組みを行っている点が優れている。
基準3	・専任教員一人当たりの学生数が学士課程で少ないため、少人数制教育を中心とした「学習者」中心の大学教育という本学の目標に照らして優れている。 ・全国初となる国立大学と公立大学による共同大学院(共同ライフサイクルデザイン工学専攻)を設置することで、連携体制を構築しているという点が優れている。 ・外国人教員の積極的登用推進のためのアクションプラン策定、女性教員を積極的に登用するための男女共同参画推進のためのアクションプラン策定など、先進的な取組を行っている点が優れている。
基準4	・教育文化学部では東京に、工学資源学部では東京、名古屋にも試験会場を設置し、多方面から学生の受入を行っている点が優れている。 ・医学部医学科では、卒業後に秋田県内の公的医療機関に勤務する意欲を重視する秋田県地域枠及び全国地域枠を設けている点が優れている。
基準5	・単なるグループ学習だけでなく、ゲーミング・シミュレーション型授業、フィールドインターンシップ授業など独自の学習指導法を導入した教育実践が見られる点が優れている。 ・世界最高水準の資源学教育拠点の構築による「資源ニューフロンティアリーダー」の養成(平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム)、医学系研究科での「生体調節シグナルの統合的研究」(平成19年度に採択された文部科学省グローバルCOEプログラム)など、学術の発展動向を踏まえた教育活動を展開している点が優れている。
基準6	・卒業を目前にした学生及び事業所に対するアンケート調査により、大学が提供している教育は高い評価を得ていることが分かる。 ・就職活動を行う学生を対象に、応募書類の添削指導や面接対策指導に重点を置いて個別指導を強化している。
基準7	・各学部で担任制またはチューター制を採用しており、担当教員による日常生活や履修に関するきめ細かい指導が行われている。特にガイダンスも新入生に対し1泊2日の宿泊型で実施している学部もあり、大学生活の指導や学生と教員の相互交流を盛んに進めている点は優れている。 ・東日本大震災で被災した学生に対して支援を行っている点は優れている。 ・附属図書館にパソコン等を利用した共同学習ができる場を提供するラーニングコモンズを新設するなど、自主学習の整備を続けている点は優れている。 ・学生の様々な相談事を受ける「学生相談所」「よろず相談室『おざってたんせ』」等が設置されていることが優れている。また各部局に配置しているハラスメント相談員が相談窓口となり、学生への対応が適切になされている点は優れている。
基準8	教育支援者の研修が、知識や技術力を高め、技術力の効果的な活用を実現することを目的とし、研究発表、事例報告、討論、講演、技術指導など多層的な内容からなっている点が優れている。
基準9	・大学の目的を達成するため、学長のリーダーシップのもと教育研究活動を発展・推進させることを目的に「大学戦略推進経費」を創設し重点配分していることが優れている。 ・東日本大震災を受けて、様々な規定等を整備し災害・危機事象に対応するために施策を練っていることは、優れている。特に非常時に備え、衛星電話や自家発電機等の整備、防災備蓄倉庫を建設し、非常用物品等を備蓄している点は高く評価できる。 ・全学的組織として評価センターが設置されており、国立大学法人評価及び大学機関別認証評価への対応の中心拠点となり、また各部局から代表される評価委員会委員によって各部局の自己点検・評価活動が推進されていることが優れている。
基準10	秋田大学プロモーションビデオを作成し、インターネット上で公開していることは優れている。

表3 自己評価書における「改善を要する点」

基準1	特になし
基準2	専門教育、大学院教育までを含めて全学的な教育改善や情報交換を推進する機構組織が整備されていると言い難い点が課題である。
基準3	教員組織については全学的には問題ないが、職階に関してバランスに欠ける学部等が一部ではあるが存在する。教員の質の確保を考慮しながらも、今後の検証改善を要する点である。
基準4	<ul style="list-style-type: none"> ・改善のための各種取組がなされているとはいえ、大学院入試に関しては、複数の研究科において入学定員を大幅に下回る状況にある。 ・大学院課程においては、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組、及びその結果を入学者選抜の改善に役立てているか、という点で不十分であり、改善を要する。
基準5	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院については、成績評価等の客観性や厳格性を担保するための措置が講じられてはいるものの、組織的な取組とは言えない状態が一部で残っている。 ・単位の実質化のための自学自習の実状況について調査・検証を行い、それらを促進する方法を組織的に検討していくことが課題である。
基準6	<ul style="list-style-type: none"> ・学士課程において、学習の達成度や満足度に関する意見聴取の方法が、今なお授業評価アンケート中心であり、学習成果が上がっているとの証左を十分に示せていない。今後、学生調査の内容や方法を検討する必要がある。大学院においても意見聴取が不十分であり、今後より一層の改善を図る必要がある。 ・学習の達成度を測定するための方法論が整備されていない。今後、量的・質的な調査方法の整備と活用が必要である。
基準7	学内の情報ネットワーク環境は整備されてきているが、ICTを活用した教育実践、学習指導法の工夫が十分に行われていると言い難い。また、整備したシステムを活用している授業も少数にとどまっている。今後、学習効果の高い教育環境を実現するためのICT活用の方法について検討が必要である。
基準8	教育活動について自己点検・評価し、その結果に基づいて質の改善・向上を図ること、PDCAサイクルにより、教育の質の向上や改善に結び付けるための継続的、具体的な取組を行っていくことが、今後の課題である。
基準9	各研究科、各センターにおける管理運営体制や事務組織の機能性を充実させること、教員の意見を聴取し、それを管理運営に継続的に反映させる体制を整備することが課題である。
基準10	大学ウェブサイトにおける英語版コンテンツが十分でないことが、課題として残っている。

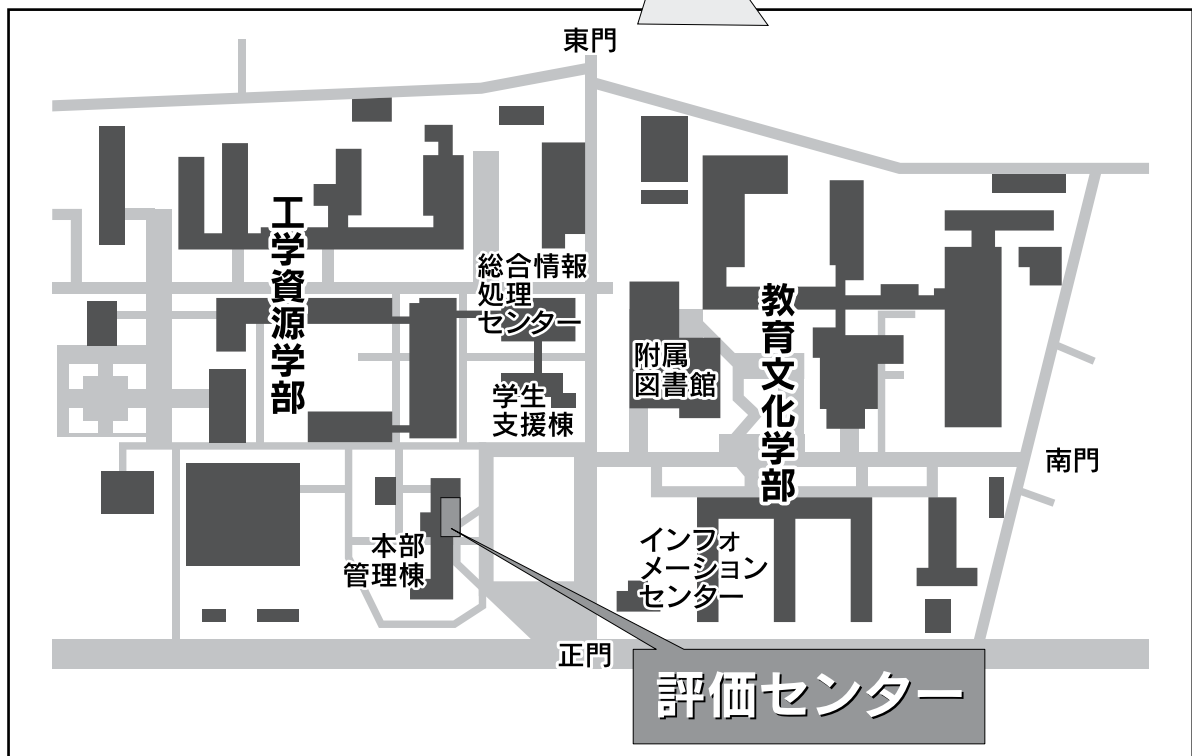
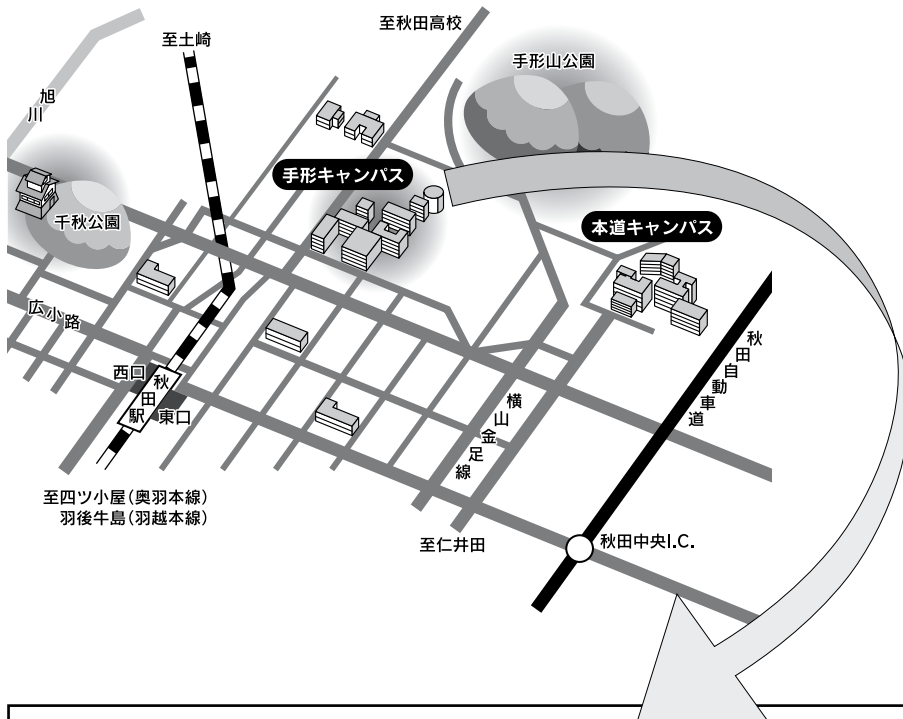
表4 評価結果における「主な優れた点」

○ 教育文化学部、工学資源学研究科、各センターでは、教員の教育及び研究活動等に関する評価の結果を勤労手当等処遇に反映させている。
○ 教育文化学部では東京に、工学資源学部では、東京、名古屋にも試験会場を設置し、多方面からの学生の受入を行っている。
○ 平成22年度に文部科学省教育GPIに採択された「高大接続の実践的プロジェクト」では、理科3科目(物理、化学、生物)、英語、数学、情報に関する高大接続テキストを作成するなど、高等学校と大学の教育課程の接続性を高める研究と実践を高等学校教員と大学教員の協働により展開し、事業支援期間終了後も学内予算により事業を継続している。
○ 平成19年度に「生体調節シグナルの統合的研究」が文部科学省グローバルCOEプログラムに採択されている。
○ 平成23年度に文部科学省「理数学生育成支援事業」に採択された「独創的発想に富む科学者育成プログラムー出る杭を伸ばすヘリックスプロジェクトー」では、理数に優れた能力・意欲を持つ学生を評価し、受け入れ、早期卒業制度により大学院入学を認める取組を支援している。
○ 平成24年度に「産学官連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成」が文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択されている。
○ 平成25年度に、県内自治体及び住民との共同作業を進め、超高齢社会においても希望を持てる「秋田発の地域生活モデル」の構築と、地域に必要とされる大学を形成することを目的とし、文部科学省大学COC事業に「一人ひとりを大切に、自立した高齢社会に向けた地域づくり」が採択されている。
○ 平成24年度に「次世代がん治療推進専門家養成プラン」が文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択されている。
○ 平成19年度に「北東北における総合的がん専門医療人の養成」が文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択されている。
○ 平成24年度に「レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム」が文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択されている。
○ 東日本大震災を受けて、様々な規定等を整備し、災害・危機事象に対応するための施策を練り、特に、非常時に備え、衛星電話や自家発電機等の整備、防災備蓄倉庫の建設、非常用品等の備蓄を実施している。

表5 評価結果における「主な改善を要する点」

○ 大学院課程の多くの研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
○ 一部の研究科において授業アンケートが実施されていない。また、一部の学部を除いてアンケートの結果等が学生に公表されていない。

評価センター所在地・連絡先



平成26年3月発行

国立大学法人秋田大学評価センター

〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1番1号

TEL:018-889-2937 FAX:018-889-2939

E-mail:sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



秋田大学評価センター